

松くい虫被害対策の実施について

平成 9 年 4 月 7 日付け 9 林野造第 105 号
林野庁長官より都道府県知事宛て
最終改正：平成 28 年 4 月 1 日付け 27 林整研第 276 号

森林病虫害等防除法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 11 号）の公布、施行に伴い「森林病虫害等防除法の一部を改正する法律の施行について」（平成 9 年 4 月 1 日付け 9 林野造第 100 号農林水産事務次官依命通知。以下「平成 9 年改正法施行通知」という。）が通知され、法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく防除実施基準が平成 9 年 4 月 7 日に農林水産大臣から通知されたところであり、また、「森林病虫害等防除法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく防除実施基準の運用に関する留意事項及び都道府県防除実施基準の策定について」（平成 9 年 4 月 7 日付け 9 林野造第 103 号林野庁長官通知。）及び「高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定、樹種転換促進指針の策定、地区防除指針の策定並びに地区実施計画の策定について」（平成 9 年 4 月 1 日付け 9 林野造第 104 号林野庁長官通知。）を通知したところであるが、特に松くい虫（法第 2 条第 1 項第 1 号の松くい虫をいう。以下同じ。）による被害に対しては、国及び関係地方公共団体が相互に連携を図り、被害対策が調和を保ちつつ行われる必要がある。このため、松くい虫被害対策の実施に当たっては、関係法令及び防除実施基準並びにこれらの通知によるほか、下記事項にご留意いただき、適正かつ円滑な実施を図られたく、よろしくご配慮をお願いする。

なお、「松くい虫の被害対策の実施について」（昭和 57 年 4 月 7 日付け 57 林野保第 127 号林野庁長官通達）及び「松くい虫被害対策事業実施要領の制定について」（平成 9 年 4 月 1 日付け 9 林野造第 82 号林野庁長官通知）は廃止する。

記

1 松くい虫被害対策事業の内容等

(1) 松くい虫被害対策事業の種類及び内容

松くい虫被害対策事業として総合的に推進する事業は、以下のとおりとする。

ア 松くい虫防除実施事業

この事業は、松くい虫防除事業（森林病虫害等防除事業実施要領（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 林野保第 122 号林野庁長官通知）第 1 の 2 の被害拡大地域対策事業及び第 1 の 4 の環境に配慮した松林保全対策事業をいう。）のうち、特別伐倒駆除、伐倒駆除、補完伐倒駆除、被害拡大未然防止緊急防除、特別防除、

地上散布、伐採木等駆除（自主防除事業にあつては樹種転換により伐採された樹木に対するものに限る。）、伐採跡地駆除（命令防除事業に限る。）、枯損幼齡木駆除（命令防除事業に限る。）、樹幹注入による防除とする。

イ 松林健全化整備事業

この事業は、森林環境保全整備事業実施要領（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整第 885 号林野庁長官通知）第 1 の 2 の（3）のアの（ア）の保全松林健全化整備

ウ 樹種転換実施事業

この事業は、以下の事業とする。

- ① 森林環境保全整備事業実施要領第 1 の 2 の（3）のアの（イ）の松林保護樹林帯造成（沖縄県にあつては同趣旨で行う造林補助事業とする。）
 - ② 森林・林業・木材産業づくり交付金実施要綱（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林政経第 306 号農林水産事務次官依命通知）の別表の 2 の表政策目標の欄森林資源の保護の項メニューの欄の 1 の（2）の⑤の生立木除去
- (2) その他松くい虫の被害対策に関連する事業

松くい虫被害対策の効果的な推進等のため、(1) の事業との関連に配慮しつつ実施すべき事業は、森林造成林道整備事業のうち松くい虫の被害対策として樹種転換を実施するための林道を開設する事業（「森林法施行令第 11 条、第 12 条、別表第 3 及び別表第 4 の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件」（平成 14 年 10 月 15 日農林水産省告示第 1630 号）7 の 4 に定める林道を開設する事業をいう。）とする。

また、このほか、2 の(1)の アからウまでの松林（以下「対策対象松林」と総称する。）において行う森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 41 条に規定する保安施設事業については、（1）事業と相互に連携を図りつつ推進することとする。

2 松くい虫被害対策の総合的な実施に関する基本的な指針

(1) 松林の区分に応じた松くい虫被害対策事業の基本的な指針

松くい虫被害対策事業は、松林の果たしている役割、被害の状況等の地域の実態を踏まえ、次の指針に沿い、各事業を合理的に組み合わせ、効果的な実施を図るものとする。

ア 高度公益機能森林

高度公益機能森林（松くい虫について森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号。以下単に「法」という。）第 7 条の 5 第 1 項の規定により高度公益機能森林として指定された松林をいう。以下同じ。）については、特別伐倒駆除、伐倒駆除、補完伐倒駆除、特別防除等の防除を徹底するとともに、松林の健全

化のための整備を推進することにより、その保全を図るものとする。

イ 被害拡大防止森林

被害拡大防止森林（松くい虫について法第7条の5第1項の規定により被害拡大防止森林として指定された松林をいう。以下同じ。）については、高度公益機能森林への著しい被害の拡大を防止するため、高度公益機能森林と一体的な対策を講じることとし、計画的な樹種転換を推進するとともに、樹種転換が完了するまでの間、必要な伐倒駆除等の防除を行うものとする。

ウ 地区実施計画対象松林

（ア） 地区保全森林

地区実施計画（松くい虫について法第7条の10第1項の規定により策定された地区実施計画をいう。以下同じ。）の対象松林のうち、当該松林の松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林（以下「地区保全森林」という。）については、高度公益機能森林に準じた対策を行うものとする。

（イ） 地区被害拡大防止森林

地区実施計画の対象松林のうち、地区保全森林以外の松林（以下「地区被害拡大防止森林」という。）については、被害拡大防止森林に準じた対策を行うものとする。

(2) その他松くい虫の被害対策に関連する事業に関する基本的な指針

その他松くい虫の被害対策に関連する事業の実施にあたっては、以下の点に留意し、松くい虫被害対策の効果的な推進等に資することとする。

ア きめ細かく徹底的な被害対策を促進するため、地域の実態に応じて森林整備法人、森林組合連合会等を地域の主体的な被害対策を支援するための核（森林病虫害等防除センター）として機能させ、地域の防除活動の支援等に努めるものとする。

イ 防除の効果的な実施を図るため、航空機による被害木探査の実施、通報体制の強化等により、被害の早期かつ確実な発見に努めるものとする。

ウ 防除の徹底の観点から、松の小径部及び優先的な駆除に努め、併せて貴重な森林資源の有効利用の観点から、移動式チップパー、移動式炭化炉等の導入を積極的に図るとともに、松材の需要開発及びその有効利用の促進に努めるものとする。

エ 円滑な対策の実施を図るため、関係行政機関、森林整備法人、森林組合、森林所有者、地域住民、ボランティア団体等が一体となった取組の促進に努めることとする。

- オ 効果的な松林の保全を図るため、マツノザイセンチュウに抵抗性を有するマツの品種の育成及びその種苗供給体制の整備を推進するとともに、天敵の利用等の新たな防除技術等につき研究開発及びその普及指導に努めるものとする。
- カ 松くい虫による被害木の伐採・搬出、樹種転換の促進等を図るため、林道・作業路の整備を計画的に推進するよう努めるものとする。
- キ 被害の激甚な保安林等であって、林地の崩壊防止等の国土保全機能が著しく低下した松林については、その公益的機能の確保を図るため、保安施設事業により、その復旧及び崩壊の防止等の措置を推進するものとする。

3 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定、樹種転換促進指針の策定、地区防除指針の策定手続等について

(1) 松くい虫防除に係る連絡協議会の設置

都道府県知事は、「高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定、樹種転換促進指針の策定、地区防除指針の策定並びに地区実施計画の策定について」（平成9年4月1日付け9林野造第104号林野庁長官通知）等に準拠し、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定等に当たっては、地元関係者の意向が十分反映されるよう松くい虫防除に係る連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を開催するとともに、松くい虫の被害対策の実施に当たっても、地域の実態に応じ、地区説明会の開催等を通じて地域の理解と協力を十分得つつ、被害対策の適正かつ円滑な実施を図るようお願いする。

なお、連絡協議会の構成員については、松くい虫の防除に関心を有する団体等の代表を含めるなど、地元住民等関係者の意向が十分反映されるよう配慮するものとする。

(2) 流域単位の実施の強化

松くい虫被害対策を地域の森林・林業活動の中に的確に位置づけ、地域における防除活動の効果的な実施を図るため、被害木及び樹種転換による伐採木の利用促進、駆除、樹種転換等に係る労働力の調整等流域を単位とした取組を強化するようお願いする。

(3) 国有林との連携の強化

民有林と国有林との被害対策の調和を確保するため、平成9年改正法施行通知第8に従い、被害松林を所管する次の国の機関の地方支分部局等と相互に連携を図るようお願いする。

宮内庁、防衛省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁及び環境省

(4) 推進体制の整備

松くい虫の被害対策の推進に当たっては、都道府県の森林病虫害防除員及び林業普及指導員による技術指導、被害対策に必要な労働力を確保するための森林組合等に対する要請、松材関係業界に対する被害材利用の要請など都道府県、市町村、森林組合等を通ずる実施体制の整備を図るものとする。また、地域における松林の重要性や被害の状況等に応じたきめ細かな対策を実施していくため、松林所有者及び地域住民等による自主的な被害対策の実施体制を整備するよう努めるものとし、地域としての取組の促進を図るため、地域住民等に対するパンフレットの配布、各種キャンペーン、講習会の実施等を通じ、被害対策の重要性の認識を深め、自主的な意欲の醸成を図るものとする。

4 地区実施計画の策定手続等について

(1) 松くい虫防除に係る地区連絡協議会の設置

地区実施計画を策定しようとする市町村は、地元関係者の意向が十分反映されるよう、松くい虫防除に係る地区連絡協議会（以下「地区連絡協議会」という。）を設置できるものとする。ただし、地区実施計画に基づき特別防除を実施する市町村等については、地区連絡協議会を設置するものとする。

なお、地区連絡協議会の構成員については、松くい虫の防除に関心を有する団体等の代表を含めるなど地元住民等関係者の意向が十分反映されるよう配慮するものとする。

また、松くい虫の被害対策の実施に当たっても、地域の実態に応じ、地区説明会の開催等を通じて地域の理解と協力を十分得つつ、被害対策の適正かつ円滑な実施に資するものとする。

(2) 松林所有者の意見の聴取

松林を所有する者の意見の聴取に当たっては、計画案の内容のほか、地域における被害対策の必要性、自主防除措置についての各種助成措置の内容その他必要と認められる事項についての説明会、広報掲載、公告縦覧等によりあらかじめ周知を図るとともに、一定期日までに計画案について書面又は口頭で意見を述べることができる者に通知（所在が不明な者に対しては、通知に代えて公告）して行うものとする。なお、松林所有者に説明会を行う場合は、参加しやすい場所、日時を設定し、事前に市町村広報、掲示等により連絡するものとする。

(3) 地区実施計画の承認についての報告

都道府県知事は、市町村から地区実施計画の策定（又は変更）の報告を受けた場合は速やかに当該地区実施計画の概要を別紙1の様式により取りまとめ、林野庁長官に報告するよう願います。

(4) 地区実施計画の周知徹底

市町村は、地区実施計画を公表した後においても、森林組合、森林害虫防除員等の協力を得ながら松林所有者等に対し、説明会の開催、パンフレットの配布等を通じて地区実施計画の周知徹底を図り、地区実施計画が遵守されることとなるよう努めるものとする。

5 特別伐倒駆除について

(1) 対象とする松林

特別伐倒駆除は、松林の果たしている役割、被害状況、特別伐倒駆除の実施時期等を勘案して、徹底した防除が必要であり、かつ、松林の周囲の自然環境及び生活環境の保全等の観点を含めた立地条件からみて、実施が適切と認められる松林を対象とする。

(2) 被害木の有効利用の確保

特別伐倒駆除の実施に当たっては、必要な労働力の確保をはじめ、被害木の破碎、焼却等に必要な施設の整備に努めるとともに、貴重な木材資源の有効利用という観点から特別伐倒駆除の対象被害木のうちチップ、おがくず等として利用可能なものについては、極力、焼却の方法によらずに破碎の方法によるものとする。このため、チップ業界等に対する要請、新たな用途の開発等により被害材需要の拡大を図るとともに、松林所有者等に対して、特別伐倒駆除の実施に際し、極力、破碎の方法によるよう指導などに努めるものとする。

なお、特別伐倒駆除による破碎物等の販売に係る事務は、破碎物等の所有者たる特別伐倒駆除受命者が行うべきものであるが、破碎物等の販売の円滑な実施を期するため、都道府県知事は、特別伐倒駆除受命者に対し破碎物等の販売に係る事務を特別伐倒駆除受託者又は破碎等を行った木材加工工場等に委託するよう指導する。

(3) 火災の防止、作業上の安全の確保並びに周囲の自然環境及び生活環境の保全

特別伐倒駆除の実施に当たっては、被害木の焼却に際しての火災の防止、ばい煙による被害の防止、焼却後の灰等の処理等周囲の自然環境及び生活環境の保全に必要な措置を講ずるとともに、航空機を利用して被害木の搬出を行う場合には、荷卸場、飛行経路を適切に選定する等安全作業の確保に十分留意するものとする。

なお、特別伐倒駆除において実施される焼却は、森林法第21条第1項に定める火入れには該当しないと解されるが、都道府県知事は、特別伐倒駆除受命者等が焼却により特別伐倒駆除を行う場合は、焼却地の消防署及び必要な関係機関等と十分連絡等を行うとともに、火災の防止、作業の安全確保を図るよう指導するものとする。

(4) 適期防除と駆除の徹底

ア 都道府県知事は、特別伐倒駆除が松くい虫の成虫が羽化脱出する前までに確
実に行われよう十分な時間的余裕をもって命令を発し、又は指導を行うものと
する。

イ 都道府県知事は、松くい虫の羽化が困難な小枝等を除くすべての枝条を集積
し、破砕等を行うよう指導するものとする。

(5) 特別伐倒駆除受命者等に対する指導

ア 都道府県知事は、森林害虫防除員を通じ特別伐倒駆除受命者及び特別伐倒駆
除受命者から特別伐倒駆除を受託した者（以下「特別伐倒駆除受託者」とい
う。）に対し、駆除に要する費用が最小となる方法で行うよう指導するものと
する。

イ 都道府県知事は、特別伐倒駆除の命令を行ったときは、被害木の利用促進を
図るため、特別伐倒駆除受命者及び特別伐倒駆除受託者（以下「特別伐倒駆除
受命者等」という。）に対し、当該地域に存する木材加工工場等で破砕等を行
うよう指導するものとする。

また、当該木材加工工場等に対し被害木が搬入された後速やかに破砕等を行
うよう指導するものとする。

ウ 都道府県知事は、特別伐倒駆除受命者に対し、共同実施又は森林組合その他
特別伐倒駆除を行う上で十分能力を有する者への委託により、特別伐倒駆除を
適期にかつ効果的に実施するよう指導するものとする。

(6) 伐採木等の移動監視

都道府県知事は、特別伐倒駆除受命者等が特別伐倒駆除を行うため、松くい虫
が付着している松の伐採木等を移動させる場合は、森林害虫防除員に移動場所、
移動期間、移動数量、駆除の予定時期等（以下「移動場所等」という。）につい
て事前に申し出るように指導するものとする。

森林害虫防除員は、伐採木等を移動して駆除することが適当と認めたときは、
森林病虫害等防除事業実施要領の制定について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 林野
保第 122 号林野庁長官通知）の別紙 2 伐採木等検査要領の 3 に定める極印を用い
て伐採木の木口に青肉で打極し、又は特別伐倒駆除受命者等の氏名若しくは名称、
移動場所等を記載した書面を発行するものとする。

なお、移動場所までの距離が近いなど森林害虫防除員等が移動された伐採木を
十分監視できるときは、打極及び書面の発行を省略することができる。

(7) 特別伐倒駆除の損失補償の区分

ア 特別伐倒駆除受命者が行う特別伐倒駆除について国又は都道府県が負担する
補償の額は、法第 8 条第 2 項に基づき、

- (ア) 樹木の伐倒、破砕又は炭化の措置を行うことにより通常生ずべき損失額に相当する金額（以下「特別伐倒駆除通損相当額」という。）及び
- (イ) 樹木の焼却の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額（以下「特別伐倒駆除費用相当額」という。）

とされている。

イ 特別伐倒駆除の損失補償の額の算定は次によるものとする。

(ア) 破砕１種

破砕１種とは、樹木の伐倒及び破砕又は伐倒及び炭化に要する費用を破砕等（破砕又は炭化をいう。以下（ア）及び（イ）において同じ。）がなされたものの販売収入により回収できるもの（すなわち特別伐倒駆除通損相当額＝０のもの）をいう。なお、この場合で破砕等ができない枝条の焼却に要する費用は、特別伐倒駆除費用相当額として損失補償の額とする。

(イ) 破砕２種

破砕２種とは、樹木の伐倒、破砕等に要する費用を破砕物等の販売収入で回収できないもの（すなわち特別伐倒駆除通損相当額＞０のもの）をいい、この場合特別伐倒駆除通損相当額は、特別伐倒駆除通損相当額＝伐倒費（搬出費及び運搬費を含む。）＋破砕等の費用－（市場価格－販売経費）とする。

ただし、販売経費が市場価格を上回るときの特別伐倒駆除通損相当額は、特別伐倒駆除通損相当額＝伐倒費（搬出費及び運搬費を含む。）＋破砕等の費用とする。

なお、搬出費とは、伐採地から山土場までの伐採木の集材に要する費用を、運搬費とは、山土場から破砕等を行う場所（工場等）までの伐採木の運搬に要する費用を、販売経費とは、破砕等を行った場所（工場等）から取引場所までの破砕物等の運搬及び販売に伴う諸経費をいうものとし、航空機により伐採木の搬出を行った場合の費用は搬出費に含めるものとする。

また、これらの場合でも破砕等ができない枝条の焼却に要する費用は、特別伐倒駆除費用相当額として損失補償の額に含められる。

(ウ) 全木焼却

伐採された樹木を焼却する場合、特別伐倒駆除費用相当額＝伐倒費（搬出費及び焼却を行う場所までの運搬費を含む。）＋焼却費とする。

しかしながら、これを逐一積算することは困難であるので、被害木の存する箇所から林道及び破砕等（破砕、炭化又は焼却をいう。以下同じ。）を行う工場等までの距離、地形的因子及び伐倒作業の難易などの客観的事情を考慮した基準により当該損失補償の額を算定することとして差し支えなく、都

道府県知事は、都道府県ごと又は都道府県を一定の範囲に区分した地区ごとに破砕 1 種及び破砕 2 種並びに全木焼却の区分の基準を作成できるものとする。

(8) 特別伐倒駆除の作業記録等の整備

都道府県知事は、特別伐倒駆除受命者等に対し駆除作業中の写真等作業記録を整備するとともに、特別伐倒駆除が終了したときは速やかに駆除年月日、駆除場所、駆除方法、駆除数量、駆除実施者等を記載した書面を森林害虫防除員に提出するよう指導するものとする。

6 伐倒駆除について

(1) 対象とする松林

伐倒駆除は、被害状況、駆除の効果等からみて、伐倒駆除を実施することが有効かつ適切な松林について実施するものとする。

(2) 適期防除と駆除の徹底

伐倒駆除の実施に当たっては、被害の発現の状況を見定めつつ、松くい虫の幼虫が材内にせん入する前（おおむね 10 月末まで）の駆除効果の高い時期に実施するものとし、労働力の関係等から幼虫が材内にせん入している時期（11 月から羽化脱出前）に実施する場合には、くん蒸による駆除の実施によりその徹底を期するものとする。また、天敵（ボーマリア菌）利用による駆除については、松くい虫成虫の羽化脱出前の適期（おおむね羽化 3 ヶ月前から羽化脱出前）に実施するものとする。松くい虫の羽化が困難な小枝等を除く全ての枝条を処理し、駆除の徹底に努めるものとする。さらに、貴重な木材資源である被害木の有効利用に配慮するものとする。

(3) 伐倒駆除 1 種及び 2 種の区分

法に基づき、農林水産大臣又は都道府県知事の命令により実施される伐倒駆除について、国又は都道府県が負担する補償の額は、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、

ア 樹木の伐倒の措置を行うことにより通常生ずべき損失額に相当する金額（以下「伐倒駆除通損相当額」という。）

イ 薬剤による防除又は幹若しくは根株のはく皮並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮の焼却の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額とされており、伐倒駆除 1 種とは、伐倒された樹木の伐倒に要する費用をその販売収入により回収できるもの（すなわち伐倒駆除通損相当額＝0 のもの）をいい、伐倒駆除 2 種とは、伐倒された樹木を販売することができないか、販売したとしても伐倒に要する費用をその販売収入で回収できないもの（すなわち

伐倒駆除通損相当額＞0のもの)をいうものとする。

しかしながらこれを逐一積算することは困難であるので、「森林病虫害等防除法の一部を改正する法律の施行について」(昭和42年9月30日付け林野造第1356号農林事務次官通知)の7により、「林道からの距離、地形的因子及び伐倒作業の難易などの一般的客観的事情を考慮した基準により当該補償を算定する等の方法によることもやむを得ないと考えられるので、これにより適切な運用を図られたい。」とされているところであり、都道府県ごと(又は地区ごと)に伐倒駆除1種及び2種の区分の基準を作成できるものとする。

7 補完伐倒駆除について

(1) 対象とする松林

補完伐倒駆除は、特別伐倒駆除又は伐倒駆除の対象とする区域内において、被圧その他松くい虫が運ぶ線虫類以外の要因により枯死木が相当数存しており、駆除の効果等からみて、特別伐倒駆除又は伐倒駆除のみでは十分な駆除効果が得られないと見込まれ、かつ、松くい虫が付着しているおそれが強く、松くい虫の徹底的な駆除を図るため、補完伐倒駆除を実施することが有効かつ適切な松林について実施するものとする。

(2) 補完伐倒駆除の実施上の留意事項

補完伐倒駆除は、松くい虫が付着しているおそれがある松の枯死木の伐倒及び薬剤による防除を行うものであるが、その実施に当たっては、松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び薬剤による防除を行う伐倒駆除と同様に、松くい虫の幼虫が材内にせん入する前(おおむね10月末まで)に防除を行うよう努めるものとし、駆除の徹底を期するものとする。

(3) 補完伐倒駆除命令の補償の区分

ア 法に基づき、農林水産大臣又は都道府県知事の命令等により実施される補完伐倒駆除については、国又は都道府県が負担する補償の額は、同法第8条第2項の規定に基づき、

(ア) 樹木の伐倒の措置を行うことにより通常生ずべき損失額に相当する金額

(以下「補完伐倒駆除通損相当額」という。)

(イ) 薬剤による防除の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額とされている。

イ 補完伐倒駆除の補償の額の算定は、補完伐倒駆除1種及び2種に区分して行う。

この場合、補完伐倒駆除1種とは、伐倒された樹木の伐倒に要する費用をその販売収入により回収できるもの(すなわち補完伐倒駆除通損相当額=0のもの)

の)をいい、補完伐倒駆除2種とは、伐倒された樹木を販売することができないか、販売したとしても伐倒に要する費用をその販売収入で回収できないもの(すなわち補完伐倒駆除通損相当額 >0 のもの)をいうものとする。

しかしながら、これを逐一積算することは困難であるので、伐倒駆除1種及び2種の区分の基準に準じて、都道府県ごと(又は地区ごと)に補完伐倒駆除1種及び2種の区分の基準を作成できるものとする。

8 特別防除の実施について

(1) 特別防除の実施に関する契約等

ア 特別防除に係る薬剤散布行為に関する契約

(ア) 法第5条第4項の規定に基づき都道府県知事が代執行により行う特別防除(以下「知事代執行特別防除」という。)又は別に定めるところにより都道府県知事が委託を受けて行う同法第4条の規定に基づき農林水産大臣が代執行により行う特別防除(以下「知事受託特別防除」という。)に係る薬剤散布行為については、当該行為の性格及び責任の明確化の要請等に鑑み、都道府県知事が航空会社と直接契約して行うものとする。

但し、知事代執行特別防除に係る薬剤散布行為の実施を市町村に委託し、当該市町村の長が航空会社と直接契約して行うことはできるものとする。

(イ) 法第5条第1項の規定に基づく都道府県知事の命令又は同法第3条1項の規定に基づく農林水産大臣の命令により受命者が行う特別防除(以下「受命者実施特別防除」という。)については、受命者が個々に航空会社と契約して行うのは特別防除の円滑な実施の上で必ずしも適当でないので、共同又は森林組合等への委任により契約の一本化を図り、知事代執行特別防除及び知事受託特別防除と一体的に行われるよう都道府県において指導するものとする。

(ウ) 都道府県又は市町村は、地区実施計画等に基づき森林所有者等が行う特別防除(以下「奨励実施特別防除」という。)については(イ)と同じく契約の一本化を図り、知事代執行特別防除及び知事受託特別防除と一体的に行われるよう指導に努めるものとする。

イ 特別防除に係る薬剤の購入、積込み等の委託

知事代執行特別防除に係る薬剤の購入、積込み等薬剤散布以外の行為の実施(知事受託特別防除にあつては、別に定めるところにより再委託の承認を得た場合に限る。)に関しては、市町村、都道府県森林組合連合会、森林組合その他都道府県知事が適当と認める者に委託することができるものとする。

ウ 被害防止措置の委託

知事代執行特別防除又は知事受託特別防除に係る特別防除の実施に伴う農業、

漁業その他の事業に対する被害防止措置については、当該措置の性格及び責任の明確化の要請等にかんがみ、原則として都道府県が直接行うこととする。なお、事業の実施上、市町村、都道府県森林組合連合会、森林組合その他都道府県知事が適当と認めるものに委託する場合にあっては、当該措置の性格にかんがみ、相手方の選定について、特に厳正を期するものとする。

エ 実行監督

都道府県知事は、アからウまでに定めるところにより特別防除の実施に係る行為を他に行わせる場合には、職員をして指導及び監督を行わせ、その実施に遺憾なきを期するものとする。

(2) 適期防除等

ア 特別防除の実施は、松くい虫、つまりマツノマダラカミキリの成虫が羽化脱出する時期を正確にとらえて行う必要があり、マツノマダラカミキリの羽化脱出時期は、気象条件のほか、松林の方位等の立地条件によって異なるので、発生予察の結果等に十分留意し、最も効果のある時期に実施することとする。

ただし、被害木に付着している松くい虫を駆除するための特別防除は、松くい虫の幼虫が材内にせん入する前（おおむね10月末まで）に実施するものとする。

イ 特別防除の実施に当たっては、アの趣旨を踏まえ、各都道府県に設置されている農林水産航空事業対策協議会と事業実施時期の調整について十分連携をとるものとする。

ウ 法第5条第4項で準用する同法第3条第7項の規定に基づく決定は、防除適期を踏まえて速やかに行うものとする。

なお、松林の所有者等以外の者から、合理的かつ具体的な理由を付して特別防除を実施しない旨要請があった場合においては、関係担当部局とも連絡協議の上、防除適期を逸することのないようその処理を速やかに行うものとする。

(3) 被害発生時の連絡

都道府県は、特別防除の実施により、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境に悪影響が生じた場合には、防除実施基準の2の措置を講ずるとともに遅滞なく林野庁及び関係方面へ連絡するものとする。

(4) 特別防除の実施に関する運用基準

特別防除の適正かつ円滑な実施を確保するための実施体制の整備、使用薬剤の種類及び使用方法、被害防止対策、散布技術上の留意事項については、別紙2の「特別防除の実施に関する運用基準」によるものとする。

(5) 特別防除の自然環境等影響調査

ア 特別防除の実施に当たっては、植生、鳥類、昆虫類、水質、水生動植物、土壌、土壤動物等に対する経時的な影響調査を別に定める「薬剤防除自然環境等影響調査要領」により行うものとする。

なお、この調査を実施する都道府県においては、別途林野庁と十分打合せの上、適正な実施を図るものとする。

イ アの調査を実施しない場合にあっては、特別防除実施地区において、農業、漁業その他の事業並びに生活環境及び自然環境に及ぼす影響について、アの「薬剤防除自然環境等影響調査要領」に定める調査のうち必要な調査を必要な範囲内で実施することにより、被害発生の場合の原因の究明に資するものとする。

9 樹種転換について

(1) 対象とする松林

樹種転換は、高度公益機能森林等の周辺等の松林に存する感染源を除去するとともに、被害松林の有する森林としての機能を確保する観点から、松以外の樹種又は松くい虫が運ぶ線虫類に抵抗性を有する松からなる森林を造成することにより、高度公益機能森林等への被害防止帯を形成するよう、被害拡大防止森林その他当該松林及びその存する地域の被害状況及び立地条件等からみて、樹種転換を実施することが有効かつ適切な松林について実施するものとする。

この場合、人工造林のみならず、植生の遷移を考慮し、広葉樹等の樹種の生育がみられる等現地の状況からみて広葉樹等の樹種への移行を図ることが適当な松林については、その植生の遷移を積極的に助長する方向で樹種転換の促進を図るものとする。

特に、被害の著しい松林、被害が進行し松林として成林する見込みのない松林及び標準伐期齢（森林法第10の5条第2項第2号の標準伐期齢をいう。）を超える松林については、樹種転換を優先的、計画的に実施するものとする。

(2) 樹種転換に係る森林施業の考え方

樹種転換に係る施業については、次に掲げる事項に十分配慮し、被害対策としての効果及び森林施業としての合理性を確保しつつ実施するものとする。

ア 樹種転換における伐採については、感染源となる松を残存しないよう適切な伐採を行い、かつ、伐採された松が松くい虫の新たな繁殖源とならないよう適切な時期に伐採を行うとともに、伐採木については、資源の有効利用の観点からもその利用の促進を図り、林外への搬出に努めるものとする。

なお、造林事業と伐採木等駆除の組合せ、生立木除去と伐倒駆除の組合せ等の対策を講じるとともに、当該地域における被害のまん延及び松くい虫が付着

している丸太の移動による被害の拡大を防止するよう措置するものとする。

イ 樹種転換における更新については、当該地域における気象、土壌等の自然的条件を踏まえ、地域の林業・林産業の特性に十分配慮しつつ、的確な更新方法の選択を行うものとし、人工造林を行う場合には、極力ヒノキ、クヌギ等への転換に努めるほか、立地条件に応じ、抵抗性マツ（松くい虫が運ぶ線虫類に抵抗性を有する松の品種に相当するマツをいう。）、ニセアカシア、ウバメガシ等の導入を図るものとし、また、天然更新を行う場合には、植生の遷移も考慮しつつ、極力コナラ等の有用樹種の造成を図るものとし、確実な成林を期するものとする。

特に、当該施業の実施に当たっては、更新地において発生する松の天然稚樹を除去すること、下層樹木を残置し松の稚樹の発生を抑制すること等により、再び松林となることのないよう適切な施業に努め、松以外の樹種による確実な成林を期するものとする。

また、土壌条件が悪く、自然植生が松である等松以外の樹種による成林が困難な松林については、松くい虫が運ぶ線虫類に抵抗性を有する松の品種を積極的に活用し、松くい虫被害に対し抵抗性の高い森林の造成に努めるものとする。

(3) 森林組合等による樹種転換の促進の考え方

ア 樹種転換の促進に当たっては、施業の集中化を図ることによりその採算性を確保することが重要であることから、機械力、労働力等を有する森林組合及び森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に掲げる森林整備法人をいう。）への樹種転換に係る施業の委託を促進し、樹種転換の量的又は面的なまとまりを確保するものとする。

このため、森林組合及び森林整備法人においては、別紙3の規程例を参考にして、必要に応じて樹種転換の実施に関する基本的事項、当該施業の委託に関する事項等樹種転換に関する規程を定め、その組合員等における樹種転換の促進を図るよう努めるものとする。なお、樹種転換に関する規程とは、森林組合等が組合員等に対し樹種転換を指導する場合の準則となるものであり、森林組合等における樹種転換に対する基本的な方針を明確にするとともに、樹種転換の指導方針や委託の対応を広く組合員等へ公表することにより、樹種転換を促進していくことをねらいとするものである。

なお、樹種転換の計画的かつ円滑な実施を確保するため、造林事業及び森林病虫害等防除事業の実施に当たっては、樹種転換に関する規程を設定した森林組合等が行う樹種転換に係る事業を優先して行うよう努めるものとする。

イ 都道府県知事は、必要に応じ、森林組合等に対し、樹種転換に関する規程の

ほか、樹種転換に関する経営指導、樹種転換に係る施業の受委託の促進、松材の販売先の確保等樹種転換の促進に資する措置一般についての助言、指導及び勧告を行うものとする。

(4) 樹種転換を特に促進すべき松林の公表等

樹種転換を促進することが特に必要な松林であって、樹種転換が進まない松林については、都道府県知事は積極的に当該松林を公表し、適切な助言及び指導を行うよう努めるものとする。この場合、樹種転換に伴う伐採搬出及び更新に係る技術等助言及び指導内容を明確にして行うものとする。

(5) その他樹種転換を実施するに当たっての留意事項

ア 樹種転換を円滑に推進するため、松林所有者、森林組合、松材需要者等関係者の理解と協力による松林の計画的伐採、松材の計画的利用等関係者による一体となった取組が行われるよう指導するとともに、林業普及指導員の活動等林業普及指導事業の積極的な活用を図り、伐採搬出方法、更新方法、更新樹種等に関する技術指導のほか、伐採、造林に当たっての各種助成措置の紹介、伐採・造林等を行う林業事業体の紹介等に努めるほか、被害木の駆除についても適切に実施するよう指導に努めるものとする。

イ 松くい虫が運ぶ線虫類に抵抗性を有する松の品種の育成を推進するとともに、可及的早期に種苗の供給体制を整備し、その活用を図るものとする。

10 無人航空機による松くい虫防除について

無人航空機（「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」（平成 27 年 1 月 3 日付け 27 消安第 4545 号消費・安全局長通知）第 2 の 1 に定める「無人航空機」をいう。）による松くい虫防除の適正かつ円滑な実施を確保するための実施体制の整備、被害発生時の対応、散布技術上の留意事項等については、別紙 4 に定める「無人航空機による松くい虫防除の実施に関する運用基準」によるものとする。

11 樹幹注入の実施について

(1) 対象とする松林

周辺松林の被害状況から当該松林の予防措置の実施が必要であり、特別防除又は地上散布を実施することが適当でない松林等において実施するものとする。

(2) 実施上の留意事項

使用する薬剤は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬登録を受けている薬剤とし、その使用方法、時期等は農薬登録において定められた基準を遵守するものとする。

実施に当たっては、健全木のみを対象とし、マツノマダラカミキリの成虫の羽化脱出時を考慮した施用時期の設定等、適時適切に行うこととする。また、当該

松林の周辺地域における被害及び防除の状況を踏まえ、専門的知識を有する者による助言・指導に基づき、周辺の状況や樹脂の流動状態等を十分勘案し、計画的かつ効果的な実施を図ることとする。

12 その他

(1) 松の伐採木等の移動制限

松くい虫が付着している松の伐採木等が松くい虫の発生していない地域へ運ばれることによる被害区域の拡大を防ぐため、必要に応じ、駆除措置の行われていない被害材の移動の制限又は禁止の命令を行うほか、市町村の職員による被害材の移動状況の把握及び松林所有者、松材利用者への指導の徹底を図ることとする。

なお、移動の制限又は禁止の措置を実施する場合には、地域の実情に応じてよりきめ細かな配慮が必要であるので、原則として都道府県知事の命令により実施することとされたい。

(2) 森林害虫防除員による立入り検査等の徹底

移動中の丸太の検査、貯木場、製材工場、パルプ工場その他木材の集積してある場所への森林害虫防除員等の立入り検査の強化を図り、松くい虫が付着している丸太が運ばれることによって現在の被害区域が更に拡大したり、特別伐倒駆除、特別防除その他の被害対策の実施により微害化した松林の被害を再び激化させることのないよう措置するものとする。

(3) 被害対策の自主的实施に係る森林病虫害防除員等による指導勧告

ア 都道府県知事は、地区実施計画等に基づき防除を行う松林所有者等（以下「奨励防除の実施主体」という。）に対し、松林ごとの防除の方法、その実施時期、必要な被害防止措置、薬剤の安全適正な使用等について、森林害虫防除員及び関係職員の助言立合等により指導監督を行うものとする。

イ 市町村は、森林害虫防除員等と連携を図りつつ、奨励実施特別防除の実施主体に対し、被害防止措置の実施等特別防除の安全、適正かつ円滑な実施を図るよう指導に努めるものとする。

ウ 都道府県及び市町村は、松林の所有者又は管理者に対し、自主防除措置の適切な選定、技術の普及等を行うため専門的技術者（林業部門の技術士、林業経営部門の林業技士など）を活用するよう、指導に努めるものとする。

(4) 市町村長の勧告に際しての事前指導等

ア 法第7条の11に規定する市町村長は、勧告を行うに際し、事前に松林所有者又は管理者に対し、被害の状況、周辺松林の被害対策の措置状況、松材の市場の動向について周知を図り、防除業者の斡旋等事業の実施に必要な助言を行う

とともに、松林所有者等の自発的な実施を助長するよう十分な指導を行うものとする。

イ 市町村長は、勧告するに当たっては特定措置を行うべき松林の所在、行うべき特定措置の内容、その措置を講ずべき期間等遵守すべき事項について、明確にして行うものとする。

(5) 被害木の利用促進

都道府県及び市町村は、被害木の利用促進について、森林組合、素材生産業者、林産加工業者その他の関係者との緊密な連携のもとに松林の被害状況、松林の伐採動向、松材の流通加工等に関し、適時適切な情報の交換を行うものとする。

(6) 資料の整備等

ア 都道府県における松くい虫被害対策の適正かつ円滑な実施に資するため、必要な資料の整備に努めるものとする。

イ 都道府県の試験研究機関等の実施する松くい虫に関する各種調査結果については、適時に林野庁に報告願うとともに、その整備を図るものとする。

番 号
年 月 日

林野庁長官殿

都道府県知事

松くい虫に係る地区実施計画の報告について

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 7 条の 10 第 1 項の規定に基づき、〇〇市（町村）ほか〇〇市（町村）が策定し、同条第 4 項の規定により報告があった松くい虫に係る地区実施計画を「松くい虫被害対策の実施について」（平成 9 年 4 月 7 日付け 9 林野造第 105 号林野庁長官通知）の記の 4 の(3)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

計画対象森林の面積

単位：h a

市町村	樹種転換対象外面積	樹種転換対象面積	合 計
県 計			

注 変更の場合は、変更前の面積を上段に朱書し、変更後の面積を下段に黒書する。

特別防除の実施に関する運用基準

第 1 趣 旨

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 7 条の 2 第 2 項の特別防除（以下「特別防除」という。）の実施に係る航空機を利用して行う薬剤散布については、「農林水産航空事業の実施について」（平成 13 年 10 月 25 日付け 13 生産第 4543 号 農林水産事務次官依命通知）によるほか、この運用基準によるものとする。

第 2 特別防除の実施体制の整備等

1 連絡協議会の開催

特別防除の実施に当たっては、事前に連絡協議会又は地区連絡協議会を開催することにより、特別防除の事業計画の概要（対象区域を明記した図面を含む。）、防除実施基準の 1 のアの（エ）、イ、ウ及びエの松林の範囲等について連絡協議し、地域住民等関係者の意向が反映されるよう努めるものとする。また、特別防除の必要性、薬剤の安全性、被害防止措置、特別防除の環境への影響等について説明し、地域住民等関係者の特別防除に対する理解が深まるよう努めるものとする。

2 地域住民等への周知徹底

特別防除実施前には、地区説明会等の開催、パンフレットの配布、宣伝カー等により特別防除を実施する松林の区域、実施する日時、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項、被害防止措置の実施内容、特別防除の実施に関する問合わせ先について、地域住民等関係者への周知徹底を図るものとする。

なお、特別防除の実施に関する問合わせ等により把握された地域住民等の意見等については、これを整理し、連絡協議会で説明し、今後の特別防除の実施に反映させるものとする。

3 特別防除の実施体制の整備

(1) 特別防除の適正円滑な実施を図るため、都道府県及び市町村に次のような実施体制を整備するものとする。

ア 実施本部の設置

特別防除の実施を総括し、特別防除の実施作業計画、実施方法、諸作業の運行（開始、中止、終了等）等を決定し、指示するため、必要に応じ実施本部を設置する。

イ ヘリポートにおける実行班の編成

ヘリポートにおいて散布薬剤の調整搭載、ヘリコプターの運行等を適正に

行い、散布作業を効果的に進行させるため、実行班を編成する。

ウ 散布現地における実行班の編成

散布現地において、散布区域の標示、散布薬剤の落下調査、気象調査、交通整理等を的確に行い、安全かつ効果的な散布を実施するため、実行班を編成する。

- (2) 実施本部、ヘリポート及び散布現地における実行班等の編成並びに業務分担については、別表を参考とするものとする。

4 関係機関への連絡等

特別防除の実施に当たっては、あらかじめ最寄りの保健所、病院等に特別防除の実施日時、使用薬剤の種類等を連絡し、万一に備えた医療救急体制の整備を依頼するとともに、林業試験場、農業試験場、水産試験場等の試験研究機関、家畜保健衛生所等に連絡し、協力を依頼するものとする。

また、特別防除の実施が終了した場合にも関係機関に速やかに連絡するものとする。

第3 特別防除に使用する薬剤

使用薬剤は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬登録を受けている薬剤とし、その使用方法、時期、散布量等は農薬登録において定められた基準等を遵守するものとする。

なお、使用薬剤の選定及び散布量の決定に当たっては、散布区域の松林の被害状況、周囲の土地及び水面の利用状況、安全性、効果等を勘案して行うものとする。

また、薬剤の散布に当たっては、気象条件等を勘案して、必要な場合には展着剤を使用し、被害防止の確実を期するものとする。

第4 散布技術上の留意事項

1 標識の設置についての留意事項

- (1) 標識旗は、散布区域への的確な散布及び散布区域外への薬剤飛散による被害防止、飛行の安全上等から極めて重要なものであることから適切に設置するものとする。

この場合において、松くい虫の防除は、地形が複雑な松林が対象であるので上空からの的確に把握できるようにするものとする。

- (2) 境界標識の設置に当たっては、特に自然環境及び生活環境の保全並びに農業、漁業等に対する被害防止の観点から散布区域から除外した区域、蚕室、桑園、葉たばこ栽培地、茶園、水産動物の増養殖施設、保護水面等の周辺においては、その境界が不明確なことによる被害が発生しないよう、きめ細かく設置するものとする。

のとする。

- (3) 電線、架線等の危険物が存在する場合には、散布作業の安全を期する上から危険標識を設置するものとする。

2 気象条件についての留意事項

(1) 風速

地上 1.5m の位置における風速が液剤散布にあつては 5 メートル／秒、微量散布及び液剤少量散布にあつては 3 メートル／秒を超えるときは散布を行わないものとする。また、この風速の範囲内にあつても、薬剤が散布区域外に飛散するおそれがある場合には、飛行高度を下げる等により、飛散の防止に努めるものとする。

(3) 上昇気流

上昇気流が強い場合には薬剤の空中への蒸散、散布区域外への飛散、飛行の危険等が予想されるので散布は行わないものとする。

(4) 降雨及び霧

降雨中、降雨直後及び散布後間もなく雨が予想されるときは散布薬剤が松枝に定着しにくく、また、霧のときは散布区域の誤認等による被害発生のおそれがあるので散布は行わないものとする。

3 その他特別防除実施上の留意事項

(1) 地図の準備及び現地調査

1 万分の 1 程度の縮尺の散布区域図を一機につき一枚あて準備し、詳細にヘリポートごとの散布区域面積、障害物、危険箇所、散布禁止箇所、けい留基地、現地ヘリポート等を記入し、散布前に十分確認調査を行うものとする。

(2) ヘリポートの選定

ヘリポートの選定、設置は、最終的には航空会社が航空法に基づき運輸省に申請して行うが、事前に安全性及び農作物等への被害防止等を勘案して選定しておくものとする。

(3) ヘリポート等における作業の安全の確保

ア ヘリポート周辺、散布区域内には関係者以外立ち入らせないように措置するものとする。

イ ヘリポート等における危険度の高い作業については、安全管理に十分留意するものとする。

(4) 薬剤の管理

ア 特別防除に使用する薬剤については、農薬登録の際の貯蔵上の注意事項等を遵守し、安全に管理するものとする。

イ 薬剤使用後の空容器については、放置せず、安全な場所に廃棄する等適切に処理するものとする。

(5) 安全教育の徹底

特別防除に従事する作業員等に対し、農薬の取扱いについての注意事項、ヘリコプターへの薬剤の積込み、機体の洗浄等機体に接近した作業についての注意事項、作業時の服装、健康状態等について事前に十分安全教育を実施し、事故の防止に万全を期するものとする。

(別表)

特別防除の実施体制の編成及び業務分担表

区 分	班 名	分掌業務	業 務 の 内 容
実施本部	本 部 長 (次 長)	事業の総括 に関するこ と。	事業の計画、実施方法、作業開始、 中止、終了等の総括責任 ①本部長を 補佐する ②各ヘリコプター基地への 連絡、調整③報道関係 ④本部員への 指示
	部 員	〃	①次長の指示に従う ②ヘリコプタ ー基地、作業現場との連絡、調整 ③ 情報処理 ④その他各班に属さないこ と（計画、器具管理、配車、事業運 行、宿泊、生活指導）
ヘリポート	総 務 班	ヘリポート 及び現地の 総括に関す ること。	①本部の指示に従い、ヘリポート及 び現地の作業の円滑化を図る ②ヘリ コプター基地及び現地の進行状況を充 分に把握し、適切に本部に連絡する ③記録に関すること（ヘリコプター運 行記録、作業記録、事故など）
	薬 剤 班	散布薬剤に 関すること。	①薬剤、水の調達、調合、積み込みの 適正化 ②薬剤取扱いの指導 ③作業 員の指導 ④使用残の薬剤の適切な処 理 ⑤用具の準備、整理 ⑥使用薬剤 記録の整理
	ヘリコプター 誘 導 連 絡 班	ヘリコプタ ーの誘導、 連絡に関す ること。	①ヘリコプター運行の適正化 ②離 着陸誘導 ③パイロットへの連絡 ④ 航空燃料の調達管理 ⑤けい留基地に おいては、ヘリコプターの警備に注意 する ⑥航空目標旗（吹き流し）の設 置及び撤去

区 分	班 名	分掌業務	業 務 の 内 容
現 地	現 地 班	現地作業の総括に関する こと。	①ヘリポートの指示に従い、現地作業の円滑化を図る ②現地の進行状況を十分に把握し、適切にヘリポートに連絡する ③現地班、気象班、医療班、交通整理班、地元対策班との連絡、指導 ④記録に関すること（ヘリコプター運行記録、作業記録、事故など）
	調 査 班	散布標識、落下板等に関する こと。	①散布標識（散布区域、危険及び禁散布）の設置及び撤去②薬剤散布落下板の設置及び回収
	気 象 班	気象に関する こと。	①気象観測を行い、特に風向、風速に注意する②気象情報をヘリコプター基地へ適切に連絡する ③観測記録を整備する
	医 療 班 （必要に応じてヘリポートにも設置）	医療に関する こと。	①作業員、職員等の医療に備え、簡単な応急手当を行う ②病人、けが人等が発生した場合は、直ちにヘリコプター基地へ連絡する
	交 通 整 理 班 （必要に応じてヘリポートにも設置）	交通整理に関する こと。	①ヘリポート及び現地における作業の円滑化を図るため交通整理を行う ②通行者（徒歩、自転車、自動車等）への協力依頼、適切な指示、安全誘導 ③関係官庁（警察署、道路管理者等）との連絡調整 ④標示看板等の設置及び撤回作業
	地 元 対 策 班	地元対策に関する こと。	①地元住民への協力依頼及び適切な指示 ②通学生等の安全誘導対策 ③病院、学校、売店等への連絡指導に充分注意する ④トラブル等が発生した場合は、直ちに本部へ連絡し、指示をうける

樹 種 転 換 に 関 す る 規 程 例

(目的)

第1条 この規程は、松林に発生している松くい虫被害の鎮静化に資する樹種転換の実施の基本となるべき事項を示すとともに、この規程に即した樹種転換を実施しようとする者からこの組合が委託を受けて行う森林の施業に関する事項等を定めることにより、樹種転換の円滑な促進を図ることを目的とする。

(規程の対象松林)

第2条 この規程の対象となる松林（以下「対象松林」という。）は、この組合の地区に係る被害拡大防止松林、地区実施計画において樹種転換を計画する松林等とする。

「備考」

被害の状況、立地条件等を踏まえ、必要に応じ対象松林を特定するものとする。

この場合、対象となる松林の区域を、林班（地域森林計画の対象となっていない松林については、大字、字）又は図面に表示するものとする。

(樹種転換に係る森林施業の基準)

第3条 樹種転換に係る森林施業の基準は別表のとおりとする。

(組合への樹種転換に係る森林施業の委託)

第4条 対象松林において、第3条の基準に即した樹種転換に係る森林施業につきその委託の申し出を受けた場合は、その委託を優先的に受けるものとする。

- 2 前項に基づき樹種転換に係る森林施業を受託した場合には、委託した者に対して補助事業の紹介及び資金のあっせんに努めるとともに、必要な労働力及び造林資材の優先的確保に努めるものとする。

第5条 樹種転換対象松林の所有者又は管理者に対して樹種転換の必要性の普及啓発及び樹種転換に係る森林施業の委託の勧誘に努めるものとする。

(その他樹種転換に係る施業の委託の促進に関する事項)

- 2 樹種転換に係る受託施業により生産された松材について、チップ工場等への計画的な販売を行うこと等により、その有利販売が図られるよう努めるものとする。

別表

樹種転換に係る森林施業の基準

造成する 森 林 の 種 類	森林の 区 域	伐採に関する 事項		更新に関する事項		その他
		伐採の 時 期	伐採の 方 法	更新樹種	更新の方法	

「備考」

- 1 造成する森林の種類は、当該松林の立地条件に応じ、しいたけ原木生産林、ヒノキ人工林、高木性広葉樹林等に分類して定めるものとする。
- 2 松林の区域は、その特定が必要な区域について、林班（地域森林計画の対象となっていない松林については、大字、字）又は図面に表示するものとする。
- 3 伐採時期は、伐採木が松くい虫の感染源とならないよう適切な時期に定めるものとする。
- 4 伐採の方法は、造成する森林の種類に応じ、皆伐、高木性広葉樹を保残した松の伐採等に分類して定めるものとする。
- 5 更新樹種は、造成する森林の種類に応じた適切な樹種を定めるものとする。
- 6 更新の方法は、造成する森林の種類に応じた適切な更新の方法を定めるものとする。
- 7 その他は、造成する森林の種類に応じた最低施業面積等を定めるものとする。

無人航空機による松くい虫防除の実施に関する運用基準

第1 趣旨

無人航空機による松くい虫防除（以下「無人航空機散布」という。）については、「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」（以下「利用技術指導指針」という。）（平成 27 年 12 月 3 日付け 27 消安第 4545 号消費・安全局長通知）及び「住宅地等における農薬使用について」（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長及び環境省水・大気環境局長連名通知）によるほか、この運用基準によるものとする。

第2 無人航空機散布の事業計画の策定

無人航空機散布の事業計画の策定に当たっては、事業の実施規模や防除対象となる松林の立地条件等地域の実情に応じて、「森林病虫害等防除に係る連絡協議会等の設置要領例について」（平成 9 年 4 月 7 日付け 9 林野造第 107 号林野庁長官通知）に基づいて設置された、関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする森林病虫害等防除連絡協議会及び森林病虫害等防除地区連絡協議会（以下「連絡協議会等」という。）の開催等により広範な地元関係者の意向が反映されるよう努めるものとする。

なお、実施主体は、利用技術指導指針第 4 の 1 の(1)に基づき事業計画書を、利用技術指針第 4 の 8 の(1)に基づき事業報告書を実施区域内の都道府県協議会に提出するものとする。

第3 航空法に基づく許可・承認の申請

無人航空機散布の実施に当たっては、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条ただし書の規定による飛行の禁止空域での飛行許可及び同法第 132 条の 2 ただし書の規定による飛行の方法の承認を受けたいときは、事前に国土交通大臣に許可及び承認の申請をすること。

なお、具体的手続については、「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行の許可・承認の取扱いについて」（平成 27 年 12 月 3 日付け 27 消安第 4546 号・国空航第 734 号・国空機第 1007 号農林水産消費・安全局長及び国土交通省航空局長連名通知）によるものとする。

第4 無人航空機散布の実施体制の整備等

無人航空機散布の実施に当たっては、事業の実施規模や防除対象となる松林の立地条件等地域の実情に応じて、次に掲げるとおり連絡協議会等の開催、地域住

民等への周知徹底、実施体制の整備及び関係機関への連絡等に努めるものとする。

1 連絡協議会等の開催

連絡協議会等の開催に当たっては、無人航空機散布の事業計画の概要（対象区域を明記した図面を含む。）、防除対象となる松林の範囲等について連絡協議し、地域住民等関係者の意向が反映されるよう努めるものとする。また、無人航空機散布の必要性、薬剤の安全性、薬剤散布の際の被害防止措置、無人航空機散布の環境への影響等について説明し、地域住民等関係者の無人航空機散布に対する理解が深まるよう努めるものとする。

2 地域住民等への周知徹底

地域住民等関係者に対しては、地区説明会の開催、パンフレットの配布、宣伝カー等により無人航空機散布を実施する松林の区域、実施する日時、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項、薬剤散布の際の被害防止措置の実施内容及び無人航空機散布の実施に関する問い合わせ先等について周知徹底を図るものとする。

また、地域住民等関係者への周知に当たっては、事業の担当者のみならず地域住民等を含めた多くの関係者の共通の理解が得られるよう、周知方法やその内容に関するマニュアルやチェックリストの作成等により適切かつ円滑な実施に努めるものとする。

3 無人航空機散布の実施体制の整備

無人航空機散布の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて、無人航空機散布の実施本部の設置及び現地における実行班の編成等実施体制を整備するものとする。

4 関係機関への連絡等

最寄りの保健所、病院等に対しては、あらかじめ無人航空機散布の実施日時、使用薬剤の種類等を連絡し、万一の場合に備えた医療救急体制の整備を依頼するとともに、必要に応じて林業試験場、農業試験場、水産試験場、家畜保健衛生所等に対しても事前に連絡し、協力を依頼するものとする。

また、無人航空機散布の実施が終了した場合にもこれら関係機関に速やかに連絡するものとする。

第5 意見等の反映

無人航空機散布の実施に関する問い合わせ等により把握された地域住民等の意見等については、これを整理し連絡協議会等に示すこととし、今後の無人航空機散布の円滑な実施に反映されるものとする。

また、無人航空機散布の実施に伴う地域住民等の健康への影響等に関する情報については、その届出先を周知するなど情報提供がスムーズに行われるよう努め、

情報提供があった場合には関係機関とも連携を図りつつ適切な措置を講ずるものとする。

なお、提供された情報については、個人情報の取扱いに十分留意しつつ、必要に応じてこれらを整理し連絡協議会等に示すことにより、今後の無人航空機散布の円滑な実施に反映させるものとする。

第6 被害発生時の対応等

無人航空機散布により、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境及び生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに当該地区の無人航空機散布を中止し、その原因の究明に努めるとともに、適切な事後措置を講ずるものとする。

第7 散布技術上の留意事項

1 散布飛行の方法及び散布の方法

無人航空機散布の実施に当たっては、利用技術指導指針第4の4に定める空中散布等の方法、同6に定める空中散布等の実施に当たっての危被害防止対策を遵守して適正に行うよう努めるものとする。

また、防除対象となる松林の周縁部においては、利用技術指導指針第4の6の(3)を遵守し、周辺地域への薬剤の飛散防止に努めるものとする。

2 操作要員及び機種等

無人航空機の操作要員の技術及び機種等の性能等は、利用技術指導指針第6に基づき適正に取り扱うものとするが、特に、操作要員が高所飛行技術を要することに留意するものとする。

3 気象条件についての留意事項

(1) 風速

地上1.5メートルの位置における風速が3メートル/秒を超えるときは散布を行わないものとする。また、この風速の範囲内にあっても、風向き等に十分注意し、散布区域外への薬剤の飛散防止に努めるものとする。

(2) 気流

気流が乱れている場合は、散布区域外への飛散、飛行の危険等が予想されるので散布は行わないものとする。

(3) 降雨及び霧

降雨中、降雨直後及び散布後間もなく雨が予想されるときは、散布薬剤が松枝に定着しにくく、また、霧のときは散布区域の誤認等による危被害発生のおそれがあるので散布は行わないものとする。

(4) 風速・風向を測定する場合には、測定器具の設置場所等に留意するとともに、

散布時間中の継続的な測定と計測データの保存に努めるものとする。

第8 その他実施上の留意事項

1 農薬取締法等の遵守

無人航空機散布の実施に当たっては、使用薬剤の農薬登録の際の使用方法及び使用上の注意事項並びに農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項に規定する基準等を遵守し、立地条件及び気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適正な実施に努めるものとする。

2 航空法等の遵守

使用機種等の使用方法、及び使用上の注意事項並びに航空法（昭和27年法律第231号）第132条及び第132条の2の規制等を遵守し、立地条件及び気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適正な実施に努めるものとする。

3 薬剤等の管理

無人航空機散布に使用する薬剤については、農薬登録の際の貯蔵上の注意事項を遵守し、安全に管理するものとする。薬剤使用後の空容器等については、放置せず、適切な処理により廃棄するものとする。

4 安全教育の徹底等

無人航空機散布に従事する作業員等に対し、農薬の取扱いについての注意事項、作業時の服装及び健康状態等について事前に十分安全教育を実施し、事故の未然防止に万全を期するものとする。

5 事故発生時の対応

空中散布等を実施した場合の事故発生時については、利用技術指導指針第5に基づき適切に対応するものとする。

附則

1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の本通知に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。